

日本労働年鑑 第50集 1980年版

The Labour Year Book of Japan 1980

第三部 労働政策

VI 労働判例の動向

1 統計からみた労働争訟事件

最初に、最近における労働関係の争訟事件の数量的動向を最高裁判所および中労委発表の統計資料によって概観する。ただこれらの統計は、いずれも年度単位に集計されているので、本年鑑における他の対象時期とのあいだに若干のずれのあることを注意しておきたい。第159表から第164表までと第168、169表は、最高裁調べ、第165～167表は、中労委事務局調べの資料である。

昭和五三年度における労働関係民事・行政事件は、新受事件二〇六五件、既済事件二一七七件である。最近五年間における新受事件数は昭和四九年度から五一年度までは逐年増加傾向を示していたが、五二年度から減少傾向を示し、五三年度では最低の件数となった。五三年度の新受事件の内訳は、民事事件で、通常訴訟八五七件にたいし、仮処分、仮差押事件がそれぞれ八〇三、一八七件、行政事件では、行政訴訟一八四件、執行停止二〇件、緊急命令一四件であり、五一年度まで仮処分事件が民事通常訴訟事件より多かったものが、五二年度以降、逆転している。未済事件数は五〇年度から逐年減少しているが、五三年度においてなお、二一七七件ある。同年度の既済事件の内訳は、判決四九四件、決定五〇九件にたいし、和解解決が五八六件、取下、その他が五八八件となっている(第159・160表)。

五三年度における民事の通常訴訟事件の内容を地方裁判所段階の統計(第161表)でみると、労働者側からの訴え新受件数六五五件にたいし、使用者側からのそれが一二件、労働組合の内部紛争関係が一二件である。労働者側からの訴えの内訳は、賃金関係等が主要部分を占め(四〇一件)、解雇関係(一九七件)がこれに次いでいる。同じく五三年度の地裁段階での判決二一九件中、労働者側からの訴えの事件で請求が認容されたもの一六四件、棄却または却下されたもの五五件、いわゆる勝率は約七六%、提訴事件にたいする和解解決率は四一%となっている(第162表)。労働者側の申請にかかる仮処分事件の内訳をみると、五三年度における地裁段階の新受事件六六八件のうち三八九件(五八%)が解雇関係、二〇六件(三〇%)が賃金関係である。この比率は五年間平均でもほぼ変わりがない(第163表)。労働者側申請にかかる五三年の仮処分事件七一件中、認容されたものは判決二一件、決定二三八件、計二五九件、棄却または却下されたもの判決二四件、決定四〇件、計六四件、認容率三六%で和解による解決が二〇六件(二八%)である(第164表)。

不当労働行為関係の争訟では、五三年に係属した申立件数は地労委で一九八七件(うち新規申立六八五件)、中労委が二五〇件(うち新規申立六四件)、終結状況をみると、地労委関係六二九件中、命令・決定をみたもの一二一件、取下・和解となったもの五〇八件(八〇%)、次年繰越一三五八件を数え、中労委では、八〇件中、命令・決定一二件、和解・取下六八件(八五%)、次年繰越一七〇件となっている(第165表)。

申立にかかる不当労働行為事件を内容別にみると(第166表)、五三年地労委申立事件延六八五件中、七条一号関係四九三件、同二号関係二四九件、同三号関係四八八件、同四号関係二件となっている。

不当労働行為救済命令の取消行政訴訟事件の処理状況を各審級別にみると第167表のごとくである。地裁段階でこの行政訴訟の最近の動向(第168表)をみると、最近五カ年における新受総数一五八件のうち使用者側提訴が圧倒的に多く(一四五件)、労働者側では一三件と少ない。既済件数一四四件中判決をみたもの四五件のうち、棄却または却下されたもの三二件(労働者側原告五件、使用者側二七件)である。五三年度では、既済三二件、うち労働者側原告一件(棄却)、使用者側原告三一件中、一部認容二件、棄却・却下六件となっている。緊急申立事件では、五三年の既済件数九件中、七件が認容され、二件が却下されている(第169表)。

日本労働年鑑 第50集 1980年版

発行 1979年11月10日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月25日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1980年版(第50集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
